

平成 31 年度魚津市地域防災計画の修正の要旨について

1 修正の要旨

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要と認めるときは、修正を行うこととなっている。

本市では、近年の災害の教訓を反映させるなど、魚津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう、継続した見直しを行っている。

今年度は、「市長不在時等の非常時における権限移譲の順位」や「風水害対策に係る動員配備」の見直しを行うとともに、「魚津市防災タイムライン」の制定、富山県土砂災害警戒情報支援システムの改修などが行われたことから、これらを踏まえた計画の修正案を作成し、平成 31 年 2 月 25 日開催の魚津市防災会議において審議、決定した。

2 修正の概要

(1) 市長不在時等の非常時における権限移譲の順位の変更

教育長は、災害時には教育関係に関する災害対応の指揮を中心に行う必要があるため、市長権限委譲から除き、権限移譲の順位を次のとおりとする。

① 副市長	② 企画総務部長
-------	----------

(2) 風水害対策に係る動員配備

避難所運営において、避難者の健康面などに対する保健師の対応が必要であるため、避難所開設を見込んだ第 2 非常配備時には、健康センターも体制に入るものとする。

(3) 風水害等対策に係る避難勧告・避難指示（緊急）・避難準備高齢者等避難開始

風水害対策時における避難指示等の発令は、平成 30 年 6 月策定の「魚津市防災タイムライン」に沿って行うものとする。

(4) 土砂災害における避難指示等の発令基準

富山県土砂災害警戒情報支援システムの改修に伴い、土砂災害の危険度を 3 段階から 4 段階に変更されたため、土砂災害における避難指示等の発令基準を次のとおりとする。

発令内容	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県土砂災害警戒情報支援システムによる危険度指数が2時間後に「レベル3（非常に危険）」もしくは「レベル4（極めて危険）」（土砂災害発生危険基準線（CLライン）。以下同じ。）に到達すると予測されるとき。 ・強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過されることが予測されるときは、早めに行う。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県土砂災害警戒情報支援システムによる危険度指数が1時間後に「レベル3（非常に危険）」もしくは「レベル4（極めて危険）」に到達すると予測され、引き続き降雨が見込まれるとき。 ・土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。 ・気象台から大雨特別警報が発表された場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県土砂災害警戒情報支援システムによる危険度指数が「レベル4（極めて危険）」に到達し、引き続き降雨が見込まれるとき。 ・近隣でがけ崩れや土石流が発生したとき。

(5) 統計数値の時点修正など

- ・気象データなどの時点修正
- ・名称や文言の整理